

社団法人日本トライアスロン連合・東京ブロック協議会に関する規約

社団法人日本トライアスロン連合細則第3条の規定に基づき、社団法人日本トライアスロン連合・東京ブロック協議会に関する規約を定める。

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本協議会は東京都内におけるトライアスロン競技の普及及び振興を図るとともに地域組織（東京都トライアスロン連合加盟団体）の共通事項に関し連絡協調を図ることを目的とする。

(構 成)

第2条 本協議会は、東京都トライアスロン連合各加盟団体（別表1）より1名ずつ選出された代表理事及び東京都トライアスロン連合代表理事1名（以下「構成員」という）により構成する。

第2章 役 員

(役 員)

第3条 本協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
 - (2) 副会長2名
2. 会長、副会長の選出は、構成員の互選による。

(役員の仕事)

第4条 会長は、本協議会を代表し会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(役員の仕事)

第5条 本協議会の役員の仕事は2年とする。ただし、再任を可とする。

第3章 会 議

(会 議)

第6条 本協議会の会議は、「東京ブロック会議」と称する。

2. 前項の会議は、次の各号の規定により会長が招集する。
会長が必要と認めたとき。
構成員の2分の1以上から開催請求があったとき。

3. 東京ブロック会議の議長は、会長がこれを務める。

(協議事項)

第7条 前条の会議の協議事項は次のとおりとする。

東京都内におけるトライアスロン競技の普及及び振興に関すること。

地域組織に係る共通事項の連絡協調に関すること。

東京都トライアスロン連合より推薦のあった社団法人日本トライアスロン連合理事候補者の承認。

東京都トライアスロン連合理事候補者の推薦。

社団法人日本トライアスロン連合専門委員会の東京ブロック連絡員の選出。

その他、本協議会の目的を達成するために必要な事項。

第4章 事務局

(事務局)

第8条 本協議会の事務を処理するため事務局を置く。

2. 事務局は、東京都トライアスロン連合事務局内に置く。

附 則

本規約は、平成11年12月11日より施行する。

本規約の施行年度に選出された役員の任期は、第5条の規定にかかわらず平成13年3月31日までとする。